

顕微観察・解析システム一式（未使用品） 入札申請関係書類

- ①一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書（様式２号）
- ②入札公告（写し）
- ③入札説明書
- ④仕様書
- ⑤入札書
- ⑥見積書（入札不調時協議用）
- ⑦委任状
- ⑧入札の注意事項
- ⑨顕微観察・解析システム一式(未使用品)の入札に係る提出書類の注意事項
- ⑩契約書（ひな型）
- ⑪入札場所、納入場所の地図
- ⑫応札仕様書(例)

<担当部署>

兵庫県立工業技術センター 総務部 末瀬

〒654-0037

神戸市須磨区行平町3丁目1番12号

TEL 078-731-4192

FAX 078-735-7845

※ 物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されていない方は、「令和6・7・8年度物品関係入札参加資格審査申請書」に必要事項を記載し、必要書類を添付の上、**令和8年8月6日（木）**午後4時までに、兵庫県出納局物品管理課（神戸市中央区下山手通5-10-1）へ提出願います。

※ 物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている方は、上記①の申請書に、物品関係入札参加資格審査結果通知書の写しを添付の上、**令和8年8月6日（木）**午後4時までに、上記担当部署へ提出願います。

一般競争入札参加申込書 兼競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤 元彦 様

所在地

商号又は名称

代表者名

印

公告のあった下記調達に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、確認書類を添えて入札申し込みします。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札件名 顕微観察・解析システム 一式（未使用品）
- 2 確認書類 物品関係入札参加資格審査結果通知書（写し）・ 随時申請
- 3 連絡先（担当者）

所 属： _____ 電 話： _____

氏 名： _____

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和8年7月24日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤 元彦

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

顕微観察・解析システム 一式（未使用品）の購入

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和9年2月26日（金）

(4) 納入場所

県立工業技術センター 技術交流館3階 顕微鏡室

神戸市須磨区行平町3丁目1番12号

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込み及び入札の方法等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒654-0037 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号

県立工業技術センター総務課 担当 末瀬

電話（078）731-4192

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和8年7月24日（金）から同年8月6日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(3) 入札・開札の日時及び場所

令和8年8月17日（月）午前11時 県立工業技術センター 技術交流館2階セミナー室

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和8年8月14日（金）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 入札者に求められる義務

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、次の書類を令和8年8月6日（木）午後4時までに前記3(1)の場所に提出すること。

応札予定機種の仕様書（本体のメーカー名と型番は必ず記載し、当センター仕様書の各項目と対比させ性能・仕様等が当センターの仕様書を満足させる内容であることが分明であること。）及びカタログ、サポ

ート、メンテナンス、アフターサービス等が分かる書類（様式は任意）

- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)の提出書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じること。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を令和8年8月13日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

- (4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和8年8月24日（月）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (6) 契約書作成の要否

要作成

- (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) その他

詳細は、入札説明書による。

入札説明書

顕微観察・解析システム一式(未使用品)の調達に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和8年7月24日

2 入札に付する事項

(1) 調達物品及び予定数量

顕微観察・解析システム一式(未使用品)

(2) 調達物品の規格、品質、性能等

別添仕様書のとおり

(3) 調達物品の条件等

別添仕様書のとおり

(4) 納入期限

令和9年2月26日（金）

(5) 納入場所

兵庫県立工業技術センター（神戸市須磨区行平町3丁目1番12号）

技術交流館3階 顕微鏡室

3 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録されていない者で入札を希望する者は、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて、令和8年8月6日（木）午後4時までに、兵庫県出納局物品管理課（神戸市中央区下山手通 5-10-1）まで持参すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第2号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

4 入札者に求められる義務

この一般競争に参加を希望する者は、次の書類を令和8年8月6日（木）午後4時までに4(1)の場所に提出すること。

ア 申込書

イ 物品関係入札参加資格審査結果通知書の写し

ウ 応札予定機種仕様書（本体のメーカー名と型番は必ず記載し、当センター仕様書の各

項目と対比させ性能・仕様等が当センターの仕様書を満足させる内容であることが分明であること。)及びサポート、メンテナンス、アフターサービス等がわかる書類(様式は任意)

5 入札参加の申込み

(1) 参加申込

持参または郵送により行う。

持参、郵送の場合の提出先：〒654-0037 神戸市須磨区行平町3丁目1番12号
県立工業技術センター 総務部 担当 末瀬

(2) 参加申込の期間

令和8年7月24日(金)から同年8月6日(木)までの午前9時から午後4時まで(土曜日、日曜日、平日の正午から午後1時までを除く。)(郵送の場合：8月6日必着とする。)

(3) 提出書類

ア 申込書を作成のうえ前記(1)に直接持参または郵送すること。

イ 上記3(1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。3(1)のただし書きに該当する者は物品関係入札参加資格審査申請書でもって代替とする。

(4) 一般競争入札参加資格の確認

ア 一般競争入札参加資格の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。

イ 申込者の一般競争入札参加資格の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和8年8月14日(金)までに申込者に文書(一般競争入札参加資格確認通知書)で通知する。

については、返信用封筒(定型長3)を入札参加申込書に添えて提出すること。返信用封筒には、110円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

(5) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、一般競争入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限以後は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

6 仕様書等に関する質問(必要に応じて実施する。)

(1) 仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書(様式は任意)を提出すること。

ア 受付期間

持参の場合は、令和8年7月24日(金)から同年8月6日(木)(土曜日、日曜日を除く。)、毎日午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。))の間に提出すること。

イ 受付場所

前記5(1)に同じ。

ウ 提出方法

原則として持参すること。(FAX等でも可)

(2) 回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 期間

令和 8 年 8 月 7 日(金)から同年 8 月 14 日(金)、毎日午前 10 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）。

イ 場所

前記 5 (1)に同じ。

7 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 契約条項を示す場所及び日時

兵庫県立工業技術センター、令和 8 年 7 月 24 日（金）から同年 8 月 6 日（木）まで（土曜日、日曜日を除く。）、毎日午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

9 入札・開札の場所及び日時

(1) 場所 県立工業技術センター 技術交流館 2 階セミナー室

（神戸市須磨区行平町 3 丁目 1 番 12 号）

(2) 日時 令和 8 年 8 月 17 日（月）午前 11 時

(3) 上記 5 (4) イの一般競争入札参加資格確認通知書の写しを当日持参すること。

10 入札書の提出方法

入札書は、入札日時に入札箱に投入すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 2 項に規定する信書便による入札の場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封の上、中封筒の封皮にそれぞれ「初度入札」・「再度入札（2 回目）」・「入札辞退書」（当初又は途中で辞退する場合）の区別、あて名及び入札物件名等を記入し、令和 8 年 8 月 14 日（金）午後 4 時までに前記 5 (1) の場所に必着すること。

ただし、名簿に登録されていない者で前記 3 (1) のただし書きの申請を行った者が、資格審査の終了前に入札書を提出された場合は、その者が入札時において政令第 167 条の 5 第 1 項に規定する入札参加に必要な資格を有すると認められなければ受理できない。

11 入札書の作成方法

(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

(2) 入札書は所定の別紙様式によること。

(3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア 件名は、上記 2 (1) に示した件名とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者の氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また、印章は兵庫県に届出のあったものとする。

エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名及び押印があること。

オ 外国業者にあって押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができる。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用す

ること。

(5) 入札執行回数は、2回を限度とする。

(6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

1 2 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額を、令和8年8月13日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和8年8月17日（月）以前の任意の日を開始日とし、令和8年8月24日（月）を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(2) 契約保証金

契約金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

1 3 無効とする入札

(1) 前記3の一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、前記12の（1）の場合、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 一般競争入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記3に掲げる一般競争入札参加資格のない者のした入札は無効とする。

(3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取消す。

1 4 落札者の決定方法

(1) 前記2の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

（注）予定価格には次の費用を含む。

- ① 入札物品の監督及び検査を受けるために要する費用
- ② 入札物品の納入に伴う包装、梱包及び輸送に要する費用
- ③ 入札物品にかかる関税及びその他輸入課徴金の経費

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、くじは、入札立会人に引かせることとする。

(3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。

(4) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

1 5 入札に関する条件

- (1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参し、又は郵送等すること。
- (2) 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和 8 年 8 月 24 日（月）までであること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は 2 人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 代理人が入札する場合は、事前に承認された代理人に限る。
- (7) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- (8) 再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者であること。

1 6 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。

これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

1 7 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から 7 日以内に契約担当者に提出しなければならない。
- (2) (1) の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

1 8 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

1 9 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしきも県民の信頼を失うことのないよう努めること。

2 0 調達事務担当部局

〒 6 5 4 - 0 0 3 7

神戸市須磨区行平町 3 丁目 1 番 1 2 号

兵庫県立工業技術センター 総務部

TEL 0 7 8 - 7 3 1 - 4 1 9 2

FAX 0 7 8 - 7 3 5 - 7 8 4 5

担当 末瀬

仕様書

1. 機器・装置名および数量

顕微観察・解析システム一式（未使用品）

2. 納入期限

令和9年2月26日（金）

3. 納入場所

神戸市須磨区行平町3丁目1-12

兵庫県立工業技術センター 技術交流館3階 顕微鏡室

4. 機器の設置目的・概要

（目 的）

本装置は、兵庫県下の地場産業および地域ものづくり産業を支える中小企業に対し、材料の微細構造および表面特性を高精度に観察・解析する環境を提供し、製品開発、品質向上、不具合解析、高付加価値化を支援するために導入するものである。

兵庫県の中小製造業は、精密機械、金属加工、輸送機器、食品加工など多様な分野に加え、姫路市の皮革産業、西脇市の播州織物、三木市の金物産業といった地域に根差した地場産業が集積している。これらの企業は、グローバル競争の激化、人材不足、製品の高機能化・信頼性向上への対応など複合的な課題に直面しており、品質保証や不具合解析を支える材料観察・解析技術の強化が急務となっている。

本システムは、金属顕微鏡とレーザー走査顕微鏡から構成され、金属顕微鏡では材料の金属組織・結晶粒・欠陥などの微細構造を明瞭に観察でき、レーザー走査顕微鏡ではナノ～マイクロスケールの表面形態や粗さを非接触・高分解能で三次元的に解析できる。これにより、製品の強度・耐摩耗性・信頼性に直結する特性評価が可能となり、品質向上や不具合原因の特定に大きく寄与する。

導入後は一般開放し、県内企業の機器利用を促進するとともに、当該装置を活用した技術指導や共同・受託研究を推進することで、中小企業の新製品開発・品質向上・生産性向上を支援し、兵庫県の地場産業の競争力強化に寄与することを目的とする。

（装置概要）

本装置は、材料の微細構造および表面特性を高精度に評価するための金属顕微鏡とレーザー走査顕微鏡 から構成される観察・解析システムである。

本装置の導入により、以下のような高度な解析が可能となる。

① 材料の微細組織・欠陥の高精度観察

金属材料の結晶粒径、組織形態、介在物、割れ、析出物などを明瞭に観察でき、熱処理条件、加工条件、材料品質を評価できる。

② 表面形態・粗さの三次元解析

レーザー走査顕微鏡により、表面粗さ、微小段差、摩耗状態、繊維・皮革の微細構造などを非接触で高分解能に解析できる。

本装置を通じて、地域企業の品質向上・技術高度化・新製品開発を支える材料評価基盤を構築し、県内ものづくり産業の持続的発展と競争力強化に貢献する。

5. 調達物品名および構成内訳

顕微観察・解析システム 一式

(内訳)

1. 金属顕微鏡

- 1-1 金属顕微鏡 本体
- 1-2 顕微鏡用デジタルカメラ
- 1-2 制御・解析用ソフトウェア
- 1-3 制御・解析用 PC、モニタ、データ保存装置
- 1-4 付帯設備および装置

2. レーザー顕微鏡

- 2-1 レーザー顕微鏡 本体
- 2-2 制御・解析用ソフトウェア
- 2-3 制御・解析用 PC、モニタ、データ保存装置
- 2-4 付帯設備および装置

6. 調達物品に備えるべき技術的要件（性能、機能に関する要件）

下記の性能、機能を満たすこと。

6-1 金属顕微鏡

6-1-1 金属顕微鏡 本体

- (1) 顕微鏡本体は正立型とし、落射（反射）照明による観察が可能であること。
- (2) 観察方式は、明視野観察、暗視野観察、簡易偏光観察および微分干渉観察に対応すること。
- (3) 鏡筒はデジタルカメラが接続可能な三眼仕様であること。
- (4) 接眼レンズは 10× を 2 本備えており、両眼とも視度調整可能な機構を備えていること。
- (5) 照明光源は白色 LED を採用していること。

- (6) 対物レンズが 5 本以上装着可能であり、対物レンズの切り替えが行えること。
- (7) 対物レンズの設定をデジタルカメラ側で読み取り可能な仕様であること。
- (8) 明視野観察、暗視野観察、簡易偏光観察及び微分干渉観察に適した以下の対物レンズを付属すること。ただし、2.5×以下の対物レンズについては明視野観察のみに適したものでもよい。
 - ・ 1.25×以下 (NA 0.03 以上)
 - ・ 2.5× (NA 0.075 以上)
 - ・ 5× (NA 0.15 以上)
 - ・ 10× (NA 0.30 以上)
 - ・ 20× (NA 0.45 以上)
 - ・ 50× (NA 0.80 以上)
 - ・ 100× (NA 0.90 以上)
- (9) ステージはストローク 100×100 mm 以上の手動ステージであること。
- (10) 高さ 1 mm 程度から 35 mm 以上の試料の観察が可能であること。
- (11) 焦準機構はステージ上下動式とし、粗動ハンドルおよび微動ハンドルを備えること。
- (12) 粗動ハンドルには重さ調整機能を有すること。

6-1-2 顕微鏡用デジタルカメラ

- (1) 撮像素子は、顕微鏡観察像を忠実に再現できるカラー CMOS 撮像素子であること。
- (2) 撮像素子サイズは 1.1 型以上、有効画素数は 1,200 万画素以上であること。
- (3) ライブ観察時の画面表示速度は、解像度 1,920×1,080 以上において 55 fps 以上であること。
- (4) 露出時間は 100 μ s ~ 120 s を含む範囲で設定可能であること。

6-1-3 制御・解析用ソフトウェア

- (1) カメラの制御および解析を PC から行えるよう、制御および解析ソフトウェアを付属すること。
- (2) 顕微鏡の対物レンズ情報を読み取り、スケールや計測時の補正值が自動で切り替わること。
- (3) 高倍率でも高さ方向に焦点の合った画像を構築する拡張焦点機能を有すること。
- (4) XY 方向の画像を自動で貼り合わせ、広視野画像を構築できる機能を有すること。
- (5) 2 点間距離、平行線間距離、角度、円径等の 2 次元計測機能を有すること。
- (6) 2 値化による粒子抽出・測定機能を有すること。
- (7) 面積率、気孔率等の定量解析が可能であること。
- (8) 結晶粒径および結晶粒度の評価・解析が可能であること。

- (9) 被膜、表面処理層、拡散層等の厚さ測定および評価が可能であること。
- (1 0) 鋳鉄組織中の黒鉛球状化率測定等の解析が可能であること。
- (1 1) 金属材料中の非金属介在物の評価および解析が可能であること。
- (1 2) 粒子の検出および分類を行い粒子の面積や形状等の解析が可能であること。
- (1 3) 複数フェーズを定義し、画像中の領域を分類して各フェーズの含有率を算出し、フェーズの解析が可能であること。
- (1 4) アルミニウム鋳物の二次デンドライトアームスペーシング (DAS) の自動計測が可能であること。
- (1 5) 測定・解析結果を CSV ファイル等で出力できること。

6-1-4 制御・解析用 PC、モニタ、データ保存装置

- (1) 装置本体、測定制御・解析用ソフトウェアの動作に必要な性能を有する制御・解析用 PC を付属すること。
- (2) 装置制御、データ保存、解析処理、レポート作成を安定して実施できる CPU、メモリ、グラフィック性能を有すること。
- (3) 制御・解析用 PC の OS は Windows 11 64bit 相当以上であること。
- (4) 24 インチ以上のモニタを付属すること。
- (5) データ保存装置は 500 GB 以上の SSD またはハードディスクを有すること。
- (6) 測定データやレポートデータを USB メモリや DVD 等の外部記録媒体で出力可能であること。

6-1-5 付帯設備および装置

- (1) 観察・測定に必要な治具、標準片、メンテナンス工具類を付属すること。
- (2) 装置本体、制御・解析用 PC、モニタ、付帯設備を適切に配置し、安全に使用できるように、工業技術センターと協議の上、架台、設置台を準備すること。
- (3) 観察・測定性能を確保するため、必要に応じて除振台・除振機構を設置すること。

6-2 レーザー顕微鏡

6-2-1 レーザー顕微鏡 本体

- (1) レーザー光を用いた非接触式の測定装置であること。
- (2) レーザー光観察、白色光による明視野観察、微分干渉観察が可能であること。
- (3) 高反射部と低反射部が混在する試料でもデータが取得できる機能を有すること。
- (4) 8 倍以上の光学ズームまたはデジタルズーム観察が可能であること。
- (5) 対物レンズが 5 本以上装着可能であり、電動で対物レンズの切り替えが行えること。

- (6) 対物レンズの切り替え時に試料との接触を避ける機構を備えること。
- (7) 測定時のレボルバーまたはステージの上下駆動範囲は 7 mm 以上とすること。
- (8) 以下の対物レンズを付属すること。
 - ・ 5× (NA 0.15 以上)
 - ・ 10× (NA 0.30 以上)
 - ・ 20× (NA 0.60 以上)
 - ・ 50× (NA 0.80 以上)
 - ・ 100× (NA 0.90 以上)
 - ・ 長作動距離タイプ 20× (作動距離 3 mm 以上、NA 0.45 以上)
 - ・ 長作動距離タイプ 50× (作動距離 3 mm 以上、NA 0.60 以上)
 - ・ 長作動距離タイプ 100× (作動距離 3 mm 以上、NA 0.8 以上)
- (9) 100 mm × 100 mm 以上の平面稼働範囲を有した電動ステージであること。
- (10) 高さ 1 mm 程度から 70 mm 以上の試料の観察が可能であること
- (11) 高さ測定のスケール分解能が 1 nm 以下であること。
- (12) 高さ測定の正確さは $\pm 0.15 + L/100 \mu\text{m}$ (L =測定長 μm) 以下を保証すること。
- (13) 高さ測定の繰り返し性は 12 nm (σ) 以下であること (100×使用時)。
- (14) 長さ測定の正確さは、測定値の $\pm 1.5\%$ 以内または $\pm 0.02 \times (100/\text{対物レンズ}) + L/1000 \mu\text{m}$ を保証すること。
- (15) 長さ測定の繰り返し性は 20 nm (3σ) 以下であること (対物レンズ 100×使用時)。

6-2-2 制御・解析用ソフトウェア

- (1) 制御用コンピューターおよびソフトウェアにより、レーザー顕微鏡の観察・測定が可能であること。
- (2) 最高 2048×2048 pix 以上の画面解像度でデータが取得可能であること。
- (3) 自動画像連結機能を有していること。
- (4) 測定領域全体の三次元形状データを取得し、高さ分布、凹凸形状およびうねり形状の可視化・解析が可能であること (平面測定)。
- (5) 任意位置の断面プロファイルを抽出し、段差、溝幅、深さ等の形状測定・解析が可能であること (断面プロファイル測定)。
- (6) 指定領域の面積、体積、表面積等の幾何学的特性の測定・解析が可能であること (面積・体積測定)。
- (7) ISO 4287 または JIS B 0601 に規定される線粗さの測定・解析が可能であること。
- (8) ISO 25178 および JIS B 0681 に準拠した三次元表面性状の測定・解析が可能であること。
- (9) 視野内の任意 2 点間の高さ差を測定できること (段差測定)。

- (10) 透明薄膜試料の表面形状測定および膜厚測定が可能であること。
- (11) 測定条件保存が可能であること。
- (12) 測定データを画像ファイルや CSV ファイル等で出力できること。
- (13) Microsoft Office と連携し、測定結果を Excel や PowerPoint に出力するレポート作成が可能であること。

6-2-3 制御・解析用 PC、モニタ、データ保存装置

- (1) 装置本体、測定制御・解析用ソフトウェアの動作に必要な性能を有する制御・解析用 PC を付属すること。
- (2) 装置制御、データ保存、解析処理、レポート作成を安定して実施できる CPU、メモリ、グラフィック性能を有すること。
- (3) 制御・解析用 PC の OS は Windows 11 64bit 相当以上であること。
- (4) 24 インチ以上のモニタを付属すること。
- (5) データ保存装置は 500 GB 以上の SSD またはハードディスクを有すること。
- (6) 測定データやレポートデータを USB メモリや DVD 等の外部記録媒体で出力可能であること。

6-2-4 付帯設備および装置

- (1) 観察・測定に必要な治具、標準片、メンテナンス工具類を付属すること。
- (2) 装置本体、制御・解析用 PC、モニタ、付帯設備を適切に配置し、安全に使用できるよう、工業技術センターと協議の上、架台、設置台を準備すること。
- (3) 観察・測定性能を確保するため、必要に応じて除振台・除振機構を設置すること。

7. 性能・機能以外の要件

- (1) 入札機器は入札時点で製品化されており、新品であること。
- (2) 本仕様書で導入するすべての装置の搬入、据付および調整については、設置場所を事前に確認し、工業技術センターと十分に協議の上、その指示に従うこと。
- (3) 本仕様書で導入するすべての装置における品質保証期間は 1 年間とし、通常の使用において発生したすべての故障については、無償にて修理または交換すること。
- (4) 本仕様書で導入するすべての装置およびソフトウェアに係る操作方法のトレーニングを実施すること。
- (5) 本仕様書で調達するすべての装置の説明パネル (A1 サイズ) を作成すること。
- (6) 本仕様書で導入するすべての装置およびソフトウェアの日本語のマニュアルを付属すること。
- (7) 納入後、本装置およびソフトウェアに関わる技術的なサポートをメーカーもしくは販

売代理店から直接、日本語で受けられること。また、これまでに国内での技術的なサポート実績を有すること。

- (8) 契約に対する細目は、兵庫県財務規則によるものとする。

以上

入 札 書

件 名 顕微観察・解析システム 一式（未使用品）

入 札 金 額 ￥

（消費税及び地方消費税別）

内 訳

品 目	数 量	単 価	金 額	摘 要
顕微観察・解析システム （未使用品）	一式	円	円	

履 行 場 所 兵庫県立工業技術センター 技術交流館 3 階 顕微鏡室

履 行 期 限 令和 9 年 2 月 2 6 日（金）

上記の業務については、財務規則（昭和 3 9 年兵庫県規則第 3 1 号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

兵庫県知事 齋藤 元彦 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名 ⑩

代 理 人 名 ⑩

なお、当社 課税事業者
は、消費税に係る であること届け出ます。
私 免税事業者

（注）課税事業者、免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

(入札不調時協議用)

見 積 書

件 名 顕微観察・解析システム 一式（未使用品）

見 積 金 額 ￥
(消費税及び地方消費税別)

内 訳

品 目	数 量	単 価	金 額	摘 要
顕微観察・解析システム （未使用品）	一式	円	円	

履 行 場 所 兵庫県立工業技術センター 技術交流館 3 階 顕微鏡室
履 行 期 限 令和 9 年 2 月 2 6 日（金）

上記の業務については、財務規則（昭和 3 9 年兵庫県規則第 3 1 号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積ります。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者
兵庫県知事 齋藤 元彦 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名 (印)
代 理 人 名 (印)

なお、当社 課税事業者
は、消費税に係る 免税事業者 であることを届け出ます。
私

(注)課税事業者、免税事業者のうち該当する文字を囲むこと。

委任状

私は、_____を代理人と定め下記の
権限を委任します。

記

顕微観察・解析システム 一式（未使用品）の入札及び見積に関する一切の権限

受任者 使用印鑑	
-------------	--

令和 年 月 日

兵庫県
契約担当者

兵庫県知事 齋藤 元彦 様

委任者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

入札の注意事項

1. 代表者が入札される場合

委任状の提出は不要です。

2. 代理人が入札される場合

代表者ではなく代理人が入札される場合は、委任状が必要です。

同封の委任状に、委任者印・代理人印を押印、必要事項を記入のうえ、入札時に持参して下さい。

なお、念のため、当日代理人の印鑑（委任状に押した印鑑と同じ印鑑）を持参して下さい。

3. 入札書について

①入札書は、同封の「物品入札書」をA4サイズでコピーし、2部用意して下さい。

（うち、1枚は再入札時に使用して頂くことになりますので、金額欄は記入しないものを用意して下さい）

②どちらも、社印、代表者印（代理人が参加の場合は「代理人印」欄に代理人印）を押印しておいて下さい。

※ 社印、代表者印（代理人が参加の場合は「代理人印」）の押印がない入札書は無効となります。

※ 入札金額を訂正した入札書は無効となります。

4. 見積書について

見積書は入札が不調になった場合に、希望者と協議を行う際に使用するものです。あらかじめ社印、代表者印を押印しておいて下さい。また、**入札時に誤って見積書を提出しないようご注意願います。**

5. 消費税及び地方消費税（相当額）について

入札書・見積書には、消費税及び地方消費税（相当額）は記入しないで下さい。

※ 消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。

顕微観察・解析システム（未使用品）入札に係る 提出書類の注意事項

下記に示す書類を持参又は郵送により提出して下さい。

1. 入札参加申込み時（期限：令和8年8月6日（木）午後4時）

- ① 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書
- ② 物品関係入札参加資格審査結果通知書の写しまたは、物品関係入札参加資格審査申請書受付票（出納局物品管理課の受付者印の押印があるもの。）
- ③ 応札仕様書（様式任意）
- ④ 返信用封筒（定形長3封筒に110円切手を添付の上、宛先を明記する事）
- ⑤ サポート・メンテナンス・アフターサービスがわかる書類（様式任意）

2. 入札保証金（入札保証保険）（期限：令和8年8月13日（木）正午）

契約希望金額（入札書記載金額の100分の110）の100分の5以上の額の入札保証金を納入して下さい。ただし、兵庫県を被保険者とする入札保証保険に加入した場合は、その保険証書を提出して下さい。

3. 入札日および場所

入札日： 令和8年8月17日（月）午前11時

場 所： 県立工業技術センター 技術交流館2階セミナー室

神戸市須磨区行平町3丁目1番12号

4. 入札日に持参していただくもの

- ① 一般競争入札参加資格確認通知書の写し
- ② 入札書 2通（1回目入札用、再入札用）
- ③ 委任状（代理人が出席する場合のみ）
- ④ 見積書（入札不調時協議用）

5. 契約時（落札業者のみ）

① 契約書

2通（兵庫県立工業技術センターで準備する契約書に記名・押印すること）

② 契約保証金（履行保証保険）

本契約と同時に、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入して下さい。ただし、兵庫県を被保険者とする履行保証保険に加入した場合は、その保険証書を提出して下さい。

※ 注）この注意事項はあくまでも入札希望者の便宜を図るために作成したものですので、各入札者においては、入札公告・入札説明書・仕様書等を熟読の上、必要書類の作成及び提出をして下さい。

契 約 書

- | | |
|----------|---|
| 1 品 名 | 顕微観察・解析システム（未使用品） |
| 2 規格(形式) | |
| 3 数 量 | 一式 |
| 4 契約金額 | 金 円
(うち消費税及び地方消費税の額 円) |
| 5 納入期限 | 令和9年2月26日（金） |
| 7 納入場所 | 兵庫県立工業技術センター技術交流館3階 顕微鏡室
(神戸市須磨区行平町3丁目1番12号) |
| 8 契約保証金 | 免除（履行保証保険加入による） |
| 9 納入の方法 | 兵庫県立工業技術センターの指示による |

兵庫県（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）とは、上記物品の納入について、次の条項に従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、これを履行するものとする。

（総 則）

第1条 乙は、甲の示す仕様書及び図面又は見本に基づいて、頭書の納入期限内に物品を納入しなければならない。

2 乙は、納入すべき物品について品質が明らかでなく、又は特別の指示をうけてないときは、高級な品質を有するものを納入しなければならない。

3 乙は、仕様書及び図面又は契約条件に明示されていない事項について、物品の納入に当然必要なことは、甲の指示によらなければならない。

（検 査）

第2条 乙は、物品を納入しようとするときは、納品書正副2通を提出し、立ち会いの上、甲の検査を受けなければならない。

2 検査に要する費用及び検査による変質、変形又は消耗及び損傷した物品の修繕等の費用はすべて乙の負担とする。

3 乙は、第1項に規定する検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。

（手直し、補強又は取換え）

第3条 乙は、納入する物品が不良のため、前条第1項の検査に合格しなかったときは、甲の指定した期限内にこれを手直しし、補強し、又は取り換えて検査を受けなければならない。

（給付の完了）

第4条 甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。

2 物品の容器、包装等は、特に定める場合を除き、甲の所有とする。

(危険負担)

第5条 物品の納入前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。ただし、その損害のうち甲の責に帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

(契約不適合責任)

第6条 甲は、納入した物品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、その修補、代替物の引渡し、不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求（以下「追完請求」という。）に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。この場合において、代金の減額の割合は納入日を基準とする。

4 追完請求、前項に規定する代金の減額請求（以下「代金減額請求」という。）、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときはすることはできない。

5 甲が契約不適合（数量に関する契約不適合を除く。）を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(権利、義務の譲渡禁止)

第7条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

(代金の支払等)

第8条 甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適正な支払請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合においては、この限りでない。

(分 納)

第9条 乙は、甲の要求があったときは、物品の数量を分割して納入するものとする。

2 乙は、前項の規定により、分割納入したときは、甲に既納部分の範囲内において代価を請求することができる。

(乙の請求による契約履行期限の延長)

第10条 乙は、天災地変、その他やむを得ない理由により、契約の履行期限内に物品を納入することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面により、期限の延長を求めることができる。この場合において、甲が正当と認めたときは、甲、乙協議して書面により延長日数を定めるものとする。

(契約の解除)

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、第6条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (3) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。

第11条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。
- (2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。
- (3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認めたとき。

第11条の3 甲は、第11条各号又は前条各号に規定する場合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

- 2 甲は、前2条に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 3 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。
- 4 甲は、前2条の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。
- 5 前2条の規定により、この契約を解除した場合においては、乙は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。ただし、この契約を解除した場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。
- 6 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 7 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

（暴力団等の排除）

第12条 甲は、次条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第3項から第7項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第13条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第14条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

（適正な労働条件の確保）

第15条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

（賠償の予約）

第16条 乙は、乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の10分の2に相当する額を賠償

金として甲が指定する期限までに甲に支払わなければならない。物品の納入後も同様とする。

(1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。

(2) 刑法第198条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。

(5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（契約の変更、中止）

第17条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、書面による通知により契約の内容を変更し、又は中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があると認めるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（事情の変更）

第18条 契約の締結後において、予期することのできない経済情勢の変動等により、契約金額が著しく不当と認められる事情が生じたときは、甲、乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

（調査への協力）

第19条 甲は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため、必要があると認めた場合は、乙に対し、甲が行う調査に必要な物品の出納に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する県の会計年度を含む6会計年度の間は同様とする。

（協 議）

第20条 この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 神戸市中央区下山手通5丁目10番1

兵庫県知事 齋藤 元彦

印

乙 〇〇市〇〇町〇-〇-〇

〇〇〇株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇

印

誓 約 書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 上記1及び2に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

所在地 ○○市○○町○ー○ー○

商 号 ○○○株式会社

代表者 代表取締役 ○ ○ ○ ○ ⑩

【個人情報取扱特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄又は消去し、甲に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、甲の庁舎内において行うものとし、甲が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

(事務従事者への周知及び指導・監督)

第9 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(再委託の禁止)

第10 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については、自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第11 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

第12 甲は、乙が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

【適正な労働条件の確保に関する特記事項】

(基本的事項)

第1 乙は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、乙に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

第2 甲は、特定労働者から、乙が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

2 甲は、前項の場合においては、必要に応じ、乙に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

3 乙は、前項の報告を求められたときは、速やかに甲に報告しなければならない。

4 乙は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

5 甲は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第3の第2項及び第4の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第3 甲は、労働基準監督署から乙に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、乙に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

2 乙は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、甲が定める期日までに当該支払の状況を甲に報告しなければならない。

(労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)

第4 乙は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第5 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、甲に対し 第3の第2項、第4の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 特定労働者に対する賃金の支払について、乙が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(損害賠償)

第6 乙又は受注関係者は、第5の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第7 乙は、第5の規定により契約が解除された場合は、違約金を甲の指定する期限までに甲に支払わなければならない。

別表（第1関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

誓 約 書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名

顕微観察・解析システム一式（未使用品） 購入契約

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
 - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
 - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
 - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
 - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

所在地 ○○市○○町○-○-○

商 号 ○○○株式会社

代表者 代表取締役 ○ ○ ○ ○ ⑩

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

兵庫県立工業技術センター

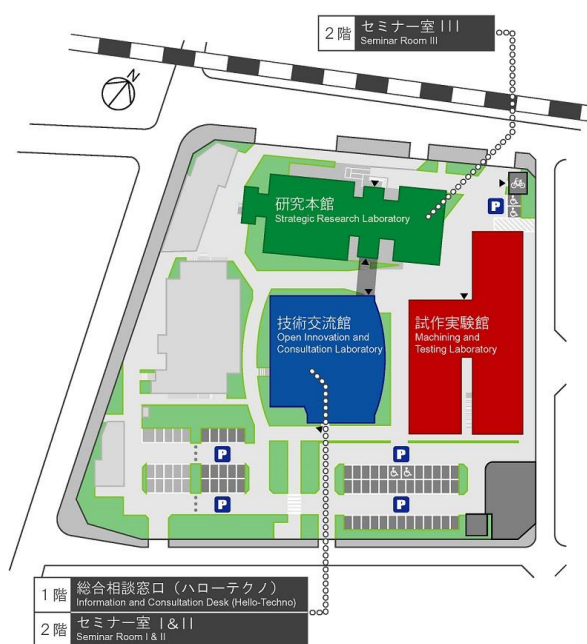
入札場所・会場



兵庫県立工業技術センター内案内図

兵庫県立工業技術センター構内案内図

Guide Map of Hyogo Prefectural Institute of Technology



応 札 仕 様 書 (例)

会社名

代表者職氏名

印

応札物品名

品名・規格	数量
〇〇〇〇(未使用品) (内訳) 1 〇〇〇機 2 〇〇 3 〇〇	一式 台 組 個

[illegible]